

相談室 Q & A

雇用保険関係



雇用保険マルチジョブホルダー制度とは何か

2022年1月1日から65歳以上の労働者を対象に新設された「雇用保険マルチジョブホルダー制度」とはどのようなものでしょうか。当社には複数の事業所で働く65歳以上の従業員がいますが、企業としてどのような手続きが必要か、ご教示ください。

(愛知県 A社)



二つ以上の事業場において週の所定労働時間の合計が20時間以上となる65歳以上の労働者（マルチジョブホルダー）を対象とした制度。手続きは原則としてマルチジョブホルダーである労働者本人が行うが、事業主は手続きに必要な証明や書類の交付等を行わなければならない

回答者 塚田峰代 つかだ みねよ 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 制度の概要

以前から運用されている制度では、主たる事業所における1週間の所定労働時間20時間以上かつ31日以上雇用される見込みがある等の適用要件を満たす場合に雇用保険が適用されます。これに対し、「雇用保険マルチジョブホルダー制度」は、副業・兼業等の柔軟な働き方の拡大や、就業を行う高齢者の増加を背景に試行的に創設されました。2022年1月から本制度をスタートし、施行後5年を目途に効果等を検証することとされています。

具体的には、以下の要件を満たす労働者（マルチジョブホルダー）が被保険者（マルチ高齢被保険者）となることができます。

- ①複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- ②二つの事業所（一つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して、1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ③二つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること

三つ以上の事業所で勤務している場合は、マルチジョブホルダーが雇用保険に加入する二つの事

業所を選択することになります。

マルチ高齢被保険者が離職した場合、資格喪失の日以前1年間に11日以上賃金支払いの基礎となった日数のある月が6カ月以上（11日に満たない場合は80時間以上）の勤務実績等があれば、高齢求職者給付金（被保険者期間に応じて基本手当日額の30日分または50日分）を一時金で受給できるようになります。また、育児や介護により二つの事業所を休業する場合、育児休業給付や介護休業給付を受けることもできます。

2. 事業主が対応すること

[1] 資格取得時

一般的な雇用保険被保険者の資格取得の手続きは事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度の場合、マルチジョブホルダー本人が自身の住所または居所を管轄するハローワークに申し出る（「マルチ雇入届」を提出する）ことにより、申し出を行った日から被保険者となることができます。

手続きの際には、二つの事業主それぞれの証明と、事業主から交付された確認資料（賃金台帳、出勤簿〔原則、記載年月日の直近1カ月分〕、労働

